## 令和5年度 西伊豆町教育委員会第11回定例会

1 開催日 令和6年3月21日(木)午後1時30分~午後3時

2 場 所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室

3 出席者 鈴木秀輝教育長、髙橋浩委員(職務代理)、影山やえみ委員、

長島宗紀委員

[事務局 朝倉通彰、山本みち代]

4 欠席者 眞野有吏委員

5 傍聴者 なし

教 育 長:本日の出席者は4名です。過半数に達していますので、ただ今から令和5年度 第11回の定例会を開催いたします。

まず、議事録の承認についてですが、令和6年2月14日開催の第10回定例会の議事録については、私と髙橋委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

教 育 長:ありがとうございました。

続きまして、今回の議事録署名委員ですが、影山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教 育 長:それでは議題に入ります。第 26 号議案「西伊豆町スクールバス運行管理規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

本:西伊豆町スクールバス運行管理規則の制定について説明させていただきます。提 山 案理由としましては、小学校の統廃合により、西伊豆町立賀茂小学校の通学する 児童の利便性を図るため、スクールバスの適正な運行管理に必要な事項を規定す るために制定するものでございます。内容をご覧頂きたいと思いますので、1ペ ージをご覧頂けますでしょうか。第1条及び第2条に、この規則の趣旨及び運行 の目的を規定しております。第1条では、この規則は西伊豆町スクールバスの適 正な運行管理に関し必要な事項を定めるものとする。としております。第2条で は、スクールバスは西伊豆町立賀茂小学校に通学する児童の利便を図ることを目 的に運行すると定めております。また、1番下のほうですね、第8条では、目的 外利用としまして、賀茂小学校の通学以外に町内の小・中学校の校外学習行事、 放課後児童クラブと賀茂小学校の児童の登下校に支障がない場合に、スクールバ スの利用を認めるということで、教育委員会が認めた場合には、使うことができ るということで定めております。続きまして、ちょっと戻っていただいて、第6 条利用料ですが、こちらスクールバスの利用料は無料としております。ですので、 スクールバスを利用する児童からお金を頂くということは規定しておりません ので、無料で運行するということになっております。続きまして、2ページをご 覧ください。第10条では、スクールバスの運行に関して委託することができると しておりまして、町の直接の運行だけでなく、外部委託することを想定した規則 としております。続きまして、3ページをご覧ください。附則としまして、この

規則は令和6年4月1日から施行するものとして制定したいと思っております。 資料の1番最後ですね。スクールバス2台運行する予定でして、朝はそれぞれ1 便ずつの運行で賄えるんですけれども、帰りにつきましては、学年によって帰宅 時間が違うということで、2便ずつ出す予定となっております。先ほどの第8条 で委託することができるとなっておりますので、伊豆バスさんに委託をさせてい ただくことで、既に手続を進めさせていただいております。伊豆バスさんを出発 して、1号車につきましては、浮島、月の浦上、中谷とこれは大田子のちょっと 上のほうになるんですけれども、そちらと田子上、浦上、安良里、宇久須学校前 に到着するというルート、それからもう1台は、旧東洋水産前ですね田子のちょ っと奥のほうになりますが、そちらを出発して、田子海岸、合の浦、大田子と海 側を運行して、学校前に到着するというこちらの2便を運行する予定となってお ります。帰りにつきましては、基本的にはですねその逆ということになりますが、 1便目につきましては、ちょっと乗車する児童の状況によって、全部のバス停を 通っていただくという運行予定となっております。以上でございます。

朝 倉:昨日ですね児童を対象に、乗車体験を開催させていただきました。それから、バス停についてはですね、東海バスのバス停をお借りしようと考えていたところなんですけども、ちょっとご理解頂けなかったものですから、スクールバス用の標識を設置するということで準備を進めております。

教 育 長:それでは第26号議案の説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問がありま したらお願いします。

髙橋委員:これ、当然全部があるわけじゃないかな。雨の降ったときに屋根はないもん ね。それでもしょうがないしね、これ全部で人数は何名なんですか。

山 本:スクールバスに乗車する田子と安良里の児童は、全部で47人となっています。 ですので、それぞれ23人と24人に分かれるという形になります。

教 育 長:通学時の1号車に仁科車庫ってのがありますけど。

山 本:こちらにつきましては、仁科に在住はしていますけども、賀茂小学校に通うという児童が2名おりまして家庭の事情でですね、その関係でちょっと朝の乗車は仁 科車庫から帰りは大田子でおりるという形になりますので。

髙橋委員:バス停は知らせなきゃいけない。対象の、そこの地域のこっちにあなたたちはこ こだよと。

朝 倉: それを昨日やりました。

髙橋委員:バス停というとどうしても東海バスがあるから、東海バスのバス停の近くなの。

朝 倉:大体基本的には今のバス停の前後 10 メートルは車をとめるなというのがあるそうなんです。路線バス優先ということなのでそれをなるべく外したような形のところに置けるところは置きます。

髙橋委員:重なる場合があるんだね東海バスと。

朝 倉:基本的に時間をずらして設定していますので。

教 育 長:その他ご質問ございませんか。それでは、第26号議案「西伊豆町スクールバス 運行管理規則の制定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手 をお願いします。

教 育 長:挙手全員です。よって、第 26 号議案は可決されました。 続きまして、第 27 号議案の「西伊豆町立学校管理規則の一部を改正する規程に ついて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

本: では西伊豆町立学校管理規則の一部を改正する規程についてです。こちらは、 山 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町 教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するもの です。提案理由としましては、こちらは賀茂地区において統一の学校管理規則の 条文の見直しを行ったことにより、西伊豆町立学校管理規則の一部を改正したい ものでございます。こちら、西伊豆町立学校管理規則につきましては、この規則 は、主に賀茂地域内で異動する教職員の利便性を図るため、賀茂地区で統一の内 容を定めております。今回の改正につきましても賀茂地区で協議の上、手続等の 簡略化を含め、改定を行っております。では、2ページをご覧頂けますでしょう か。こちらは新旧対照表で、現行と改正案とございますが、現行では、校長の内 申をもって委員会が命ずるとされている部分を、今回改定案では校長が任命し、 委員会に報告するとしております。こちらの前の28条ではですね、教務主任、学 年主任、教科主任などの主任等の手続について規定しておりますが、こちらの手 続を簡略化し、校長の任命、教育委員会への報告ということだけで済ませようと いうものでございます。では戻っていただきまして、1ページをご覧ください。 この規則は、令和6年4月1日から施行するという形で附則を定めております。 以上となります。

教 育 長:では第27号議案の説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

教 育 長:今までですと教科主任だとか、校長のほうから委員会に、この人が技術科の教科 委員ですかって一覧表をもらうと、こちらのほうで、紙に任命書鈴木秀輝技術科 主任を命ずるっていう紙をつくって全部配ったんですよね。私も現職のときは、 いっとき多いときは3枚ぐらいもらったりとかしていました。それは何もそうい う形でやるというのはやらなくていいというふうになりました。

髙橋委員:すいません。主任等というと一般教員を含む。

教 育 長:教職員の中で、いわゆる教務主任、生徒指導主事、進路指導主任、あと教科主任 もそうです。みんな教員の中で、担当ですね。

髙橋委員:役職を任命する。

教 育 長:そうです。はい。それまでの紙を渡したんですけど任命書。それをしないで、報告で済ませるということです。

教 育 長:よろしいでしょうか。それでは、第 27 号議案の「西伊豆町立学校管理規則の一部を改正する規程について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお

願いします。

教 育 長:挙手全員です。よって、第 27 号議案は可決されました。 続きまして、第 28 号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程に ついて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

本:では、第28号議案、西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程についてで 山 す。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号 並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則。第1条第1項第2号の規定に基づ き提案するものでございます。提案理由としましては、先ほどと同様に、賀茂地 域において統一の条文及び様式の見直しを行ったことにより、西伊豆町立学校処 務規程の一部を改正したいものでございます。では、内容に入らせていただきま す。ページ数が多くて大変申し訳ございませんが、こちら、まず 16 ページをご **覧頂けますでしょうか。16 ページは、現行の様式第17号の2となっておりまし** て、インフルエンザで出席停止となった場合の手続。学校から保護者の方にお渡 しする書類になります。続いて、1枚めくっていただいて17ページになります。 こちらが標題に新型コロナウイルス感染症を併記しております。こちらは、今ま ではインフルエンザのみの関連様式となっておりましたが、こちら併記すること によりまして、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症どちらでも使用でき る形での様式に変更しております。出席停止になる期間が若干違うだけで、あと は中身は一緒ですよということになります。続きまして 18 ページをご覧頂けま すでしょうか。こちら 18 ページと 20 ページ、18 ページが現在の様式、20 ペー ジが、改正後の様式となっておりますが、ちょっと分かりにくいかもしれません が診断書と大きく書かれた枠のですね、②というところに男女というところがあ ると思いますが、そちらが新しい20ページの様式では、性別を削除しておりま す。今だとなかなか性別というところがですね難しい、余り書かないようにとい うようなこともあったりしますので、今回この49号、そのあとの51号につきま しては、同様に性別部分をですね、削除させていただいております。50 号につ きましては、22 ページと 24 ページをご覧頂きますと②の性別の部分がですね、 削除になっていることがご覧頂けるかと思います。様式 51 号につきましては、 26 ページと 28 ページを比べていただきますと、ちょうどその男女という部分が なくなっているということが確認できるかと思います。続きまして、様式第53 号ですね、こちらは、30ページになります。30ページにつきましては、裏をそ れぞれ見ていただいて、1番最後のですね、そこだけちょっと、どこでも使える ような様式といいますか、これまで西伊豆町立○○学校となっていたところをで すね、所属長氏名とさせていただいて、さらに押印を廃止とさせていただきまし た。では、お戻り頂いて 13 ページをお願いいたします。附則としましてこの規 定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。学校処務規定につきま しては以上となります。

教 育 長:はい、28 号議案の説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

髙橋委員:要は今までインフルエンザとコロナと別々に申請してた訳だね。

山 本:コロナは申請といいますかもう、法律でといいますか、5日休みなさいよ。み たいな状況になっていましたけれども、その辺が5類に移行したということで、 インフルエンザと同等の扱いをしてもいいのではないかということで、こういっ た書類を併記方式にしたということでございます。

髙橋委員:これって生徒と教師があるわけ。

山 本:教員は学校内のことなので通知は恐らく出していないとは思うんですが、これは 生徒のみの対応ということで。

髙橋委員:診断書とかそういうのは。

教 育 長:20ページからはあれか。教師の。

山 本:教員は診断書ということになるかと。これ書いてもらうと、なかなかお金がかかるということですので、教員については恐らくもう診断されたら、インフルエンザでいいですよとかですね、そういった運用の仕方をしているのではないかなと思いますけれども、先ほどの16ページにつきましては、子供ですね、が、保護者に学校がインフルエンザと診断された場合には、発症した後5日を経過しかつ解熱した後2日を経過するまでは登校できませんよということをお知らせするものとですね。さらに、登校できるときには、インフルエンザ経過報告書といって、証明書って病院で取っていただくと、なかなか今、病院も忙しいですしお金もかかるので証明書ではなくて結構経過を自分たちで書く書類が別にありまして、それで日数を数えてください。というような様式のものもございますので、そちらで対応しているかとは思います。ちょっと今回の改定様式ではないものですからついていないんですけれども。

教 育 長:20 ページ以降は教師用だよね。特別休暇をとるときに、何日以上だかになると 医者の診断書が必要になる。1週間だっけ。そういうのがあるもんですから。、 そのときは医者の診断書が必要になる。ということになります。

長島委員:よろしいですか。17 ページの変更になったほうなんですけど、これインフルエンザか新型コロナかどっちかっていうところがなくてもいいんですか。

教 育 長:同じ感染症だということで。

長島委員:同じくくりってことなんですね。分かりました。

髙橋委員:単に賀茂地区で統一したということですね。

山本:そうですねはい。

教 育 長:第28号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長:それでは、第 28 号議案の「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程につい」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長:挙手全員です。よって第28号議案は、可決されました。 続きまして、第29号議案の「西豆共同学校事務室協議会の組織及び運営に関す る要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局から説明 をお願いします。

本:では、西豆共同学校事務室協議会の組織及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱についてです。提案理由としましては、令和6年4月1日の田子小学校と賀茂小学校の統合に伴い、共同学校事務室の組織構成が変更となるため、要綱の一部を改正したいものでございます。資料の3ページをご覧ください。こちら現行と改正案が上下段に記載されておりますが、共同学校事務室としまして、西伊豆町と松崎町の事務職員がですね、合同で松崎小学校におきまして、事務を行っております。その構成としまして各町の学校名が記載されておりますが、今般の統合に伴いまして、田子小学校が統合となるということで、構成学校ですね、所属校が変わってくるということで、そちらのほうを削除させていただきたいものでございます。これまでは、松崎町2校、西伊豆町4校でございましたが、これからは松崎町2校、西伊豆町3校という形になります。では、1ページをご覧ください。附則としましてこの要綱は、令和6年4月1日から施行したいことでございます。以上となります。

教 育 長:第 29 号議案の説明が終わりました。ご意見やご質問がありましたらお願いしま す。

教 育 長:補足しますと西豆共同事務室っていうのは、今事務の方たちが先生たちの仕事を 大分肩代わりしてくれるようになってきています。いわゆる、例えば教科書の新 年度の手続の大変面倒な書類があるんだけども、それを今事務の方がやってくだ さってるとか、そういう、いろんな給与のこととかですね、そういうのを1人で やってると間違いとかがありますので、事務室の中で、担当っていうかなそうい うグループをつくって、そのグループでチェックし合ったりとかですね、そんな ふうにして間違いがないように進めてくれて、事務室長が松崎小学校にいるとい うことですね。それであと、この中で分けてやってます。

教 育 長:ご質問よろしいでしょうか。それでは、第 29 号議案の「西豆共同学校事務室協議会の組織及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱について」を採決します。 提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長: 挙手全員です。よって第 29 号議案は、可決されました。 続きまして、第 30 号議案の「西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部を改正する要領について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

山 本:はい。西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部を改正する要領についてです。提案理由としましては、令和6年4月1日の田子小学校と賀茂小学校の統合に伴い、小・中学校における文書の取扱いについて改正を行いたいものでございます。では、資料3ページをご覧ください。今回改正となります部分ですね、そもそもの第10条に文書番号の記号が定められておりますが、田子小と賀茂小の統合により、田子小学校に関する記載の部分が不要となるということで、現行、西伊豆立田子小学校が記号としましては田小となっている部分を、削除するというもので

ございます。では、1ページをご覧ください。附則としまして、この要領は、令和6年4月1日から施行するものとしております。また、2としまして、この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の規定により作成された用紙は、当分の間調整して使用することができると定めております。こちらにつきましてはもう既に田子小の番号で作成した文書については、当分の間文書として有効だよというような、書き具合となっております。4月以降というよりは、これまでのものというような扱いになりますので、お願いいたします。以上となります。

教 育 長:第30号議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いしま す。

髙橋委員:細かいことでいいかな。当分の間調整してってのは、これどういう意味。

本:調整してっていうところがちょっと微妙ではあるんですけれども、やっぱり文書 の番号として、田小第何号というような形で文書がもう既に出ているもので、効力として令和6年以降も効力を持つようなものが例えばあった場合にですね、それをしばらく使うことがその文書を使うことができるよということになります。田小という扱いで文書を出せるのは、令和6年3月31日までですので、基本的にはもう令和6年4月1日以降は田小という記号番号で文書が出ることはないものではございますが、令和6年4月1日以降にも効力が発生するものがある場合にはということになるかと思います。

教 育 長:それでは、第30号議案の「西伊豆町立小中学校文書取扱要領の一部を改正する 要領について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長: 挙手全員です。よって第30号議案は、可決されました。 続きまして、第31号議案の「西伊豆町立小中学校出勤簿整理要領の一部を改正 する要領について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

本: それでは、西伊豆町立小中学校出勤簿整理要領の一部を改正する要領についてで 山 す。提案理由としましては、賀茂地区において、小・中学校出勤の統一の見直し を行ったことにより、小・中学校における出勤簿の取扱いについて改正を行いた いものでございます。こちらの一部改正につきましても、先ほどご審議頂きまし た学校管理規則、学校処務規程と同様に、賀茂地区の統一の改正を行っておりま す。では、5ページ、7ページをご覧頂けますでしょうか。5ページ、現行では、 1として週休、2 休日となっております。改定案としまして7ページですね。 7ページでは、1 週休、2 調整、3 休日となっております。今回、この改正 案の番号2 調整 学校行事等により終日勤務時間を割り振らないこととなった 日というものを新たに追加しております。こちらはそもそもが、学校の勤務によ る休みであるとか勤務の状況を細かく出勤簿に記載するための項目ということ になりますので、新たにこの調整というものを追加したということになっており ます。では、3ページをご覧頂けますでしょうか。附則としましてこの要領は、 令和6年4月1日に施行するものとさせていただいております。説明は以上とな ります。

教 育 長:第 31 号議案の説明が終わりました。質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

教 育 長:要は、運動会の代休日とかということですね。

山 本:そうですね。その辺がなかなかちょっと今までの記載だと、最近何か当てはまらない感じになってきたということで、実際の運用に合わせるような形で新たに追加するということでございます。

髙 橋:調整ってのはどっから来たの。

山 本:県とかで使っているものではないかと思います。

髙 橋:何か面白いよね調整って。出勤簿に調整って。

山 本:県立学校とか、そういったもしかしたら使い方をしているのかもしれないですね。

髙 橋:今って出勤簿ってさ、タイムカードやってるんじゃないの。

山 本:システム上のタイムカード「打刻ちゃん」っていうシステムがあってですね、パ ソコン上で IC カードみたいのをやるとそれがもう出勤のチェックとして打刻さ れるという形になっております。

教 育 長:よろしいですか。それでは、第31号議案の「西伊豆町立小中学校出勤簿整理要 領の一部を改正する要領について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙 手をお願いします。

教 育 長: 挙手全員です。よって第31号議案は、可決されました。 続きまして、第32号議案の「令和6年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局 職員の人事異動」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

朝 倉:はい。それでは、資料の「第32号議案」をご覧ください。

令和6年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動ということで、 1枚おめくり頂きますと、教育委員会部局の異動が発令されております。社会教 育係の主幹の松田が防災課へ異動、代わりに防災課の山本諭君が主幹としてきま す。係員のほうですが、鈴木晃平君が産業振興課観光商工係ということで、今、 まちづくり課の中に観光商工係とふるさと納税係がありますが、その二つの係 と、産業建設課の中の農林水産係、これをくっつけて産業振興課という課が一つ 出来上がりましたので、そこの観光商工係にということです。以降は、認定こど も園の異動になりますが、土屋恵が松崎幼稚園というふうになっておりますが、 これは町長会において園の先生たちも人事交流をということで、今回、松崎町か らも西伊豆に行きたいという職員がいたということで、1年間ですが人事交流で いくということになります。代わって来るのがですね、米山嘉珠さん、ちょっと 難しいですけどヨネヤマ ヒロミさんと呼びます。松崎幼稚園から伊豆海認定こ ども園に人事交流で来られます。あとは、山田比呂子が栄養士として今、田子給 食センターの栄養士をやっていますが、新規採用ということで、仁科認定こども 園の栄養士になります。下三つの石田さんから藤井さんにおきましては、田子給 食センターと賀茂給食センターの統合ということで、田子給食センターの石田さ

んが伊豆海認定こども園の給食員として異動、下の2人は賀茂給食センターから 田子給食センターへの異動となります。1名減となりますので、厳しい状況では ございますが、課を跨いでですね、手伝いながら、取り組んでいきたいと考えて いるところでございます。

教 育 長:第32号議案の説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。

教 育 長:よろしいですか。それでは、第32号議案の「令和6年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長:挙手全員です。よって第32号議案は、可決されました。

~ 異動者2名から挨拶 ~

教 育 長:続きまして、第33号議案は、個人情報が含まれておりますので、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議した いと思いますので、西伊豆町教育委員会会議規則第10条第2項に基づき賛否を 採決します。賛成の方の挙手をお願いします。

> 挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第33号議案は、 秘密会といたします。

それでは、第33号議案の「令和6年度準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

~秘密会のため説明省略~

教 育 長:それでは、第33号議案の「令和6年度準要保護児童生徒の認定について」を採 決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

~秘密会のため質問省略~

教 育 長:挙手全員です。よって第33号議案は、可決されました。

教 育 長:本日の議事案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして令和6年度第11回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。